

議案第108号

琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の制定について

別紙のとおり、琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年12月6日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和元年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和



琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項、及び第204条第3項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の「給与」とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、通勤手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料月額は、会計年度任用職員給料表(別表。以下「給料表」という。)の左欄に掲げる号給に応じ、給料表の右欄に掲げるとおりとする。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)が決定する。

(準用)

第5条 琴浦町職員の給与に関する条例（平成16年琴浦町条例第50号。以下「給与条例」という。）第5条、第6条、第10条の2、第11条、第13条第1項、第3項及び第4項、第14条、第15条、第17条並びに第24条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(端数処理)

第6条 第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに前条において準用する給与条例第13条から第15条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときにあってはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときにあってはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第7条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条 次条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数を減じたもので除して額とする。

2 第5条において準用する給与条例第13条から第15条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤務が特殊勤務手当のうち規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除した時間数を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、当該フルタイム会計年度任用職員の勤務が特殊勤務手当のうち規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に規則で定める額を加算した額とする。

(給与の減額)

第9条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日)である場合又は、12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1項に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第10条 月額により報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額(報酬の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額により報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額により報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が38時間45分であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第3条及び第4条までの規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の在勤地域に係る報酬)

第11条 給与条例第10条の2第2項に規定する規則で定める級地に在勤するパートタイム会計年度任用職員には、在勤地域に係る報酬を支給する。

2 前項の報酬の支給額は、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第12条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間

にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務 1 時間あたりの給与額に 100 分の 100(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125)を乗じて得た額とする。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務
  - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務 1 時間につき、第 20 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。
- 4 次に掲げる時間の合計が 1 か月について 60 時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前 3 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 20 条第 2 項に規定する勤務

1 時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第13条 祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、当該正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第14条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬）



第 15 条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、宿日直勤務に係る報酬を支給する。

2 前項の報酬の支給額は、規則で定める。

3 第 1 項の勤務は、前 3 条の勤務には含まれないものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第 16 条 琴浦町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 16 年琴浦町条例第 51 号）に規定する業務に従事したパートタイム会計年度任用職員には、同条例の例により計算して得た額を特殊勤務手当に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第 17 条 第 12 条から第 14 条までの規定により勤務 1 時間につき支給する報酬の額及び第 20 条第 1 項各号に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数を生じたときにあってはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときにあってはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第 18 条 給与条例第 19 条から第 19 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第 19 条第 4 項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。)において、報酬を月額で定めるパートタイム会計年度任用職員については第 10 条第 1 項の規定による報酬と当該報酬に対する第 11 条に定める在勤地域に係る報酬の月額の合計額とし、報酬を日額又は時間額で

定めるパートタイム会計年度任用職員については基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（第10条第2項又は第3項の規定による報酬に相当するものに限り、フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して定める額を除く。）の1月当たりの平均額と当該報酬平均額に対する第11条に定める在勤地域に係る報酬の月額合計額とする。

- 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期の定め（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給）

第19条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額

は、当該月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第20条 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第10条第1項の規定により計算して得た額及びこれに対する在勤地域に係る報酬の合計額に12を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に18を乗じ得た時間数を減じたもので除して得た額とする。

(2) 日額による報酬 第10条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

2 第12条から第14条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 当該パートタイム会計年度任用職員の勤務が特殊勤務に係る報酬のうち規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、第10条第1項の規定により計算して得た額及びこれに対する在勤地域に係る報酬の合計額に12を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に18を乗じ得た時間数を減じたもので除して得た額(以下この号において「月額報酬の時間額」という。)とし、当該パートタイム会計年度任用職員の勤務が特殊勤務に係る報酬のうち規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額報酬の時間額に規則で定める額を加算した額とする。

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

(3) 時間額による報酬 第10条第3項の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第21条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しない場合において、祝日法による休日等又は年末年始の休日等であるとき、有給の休暇によるときその他任命権者が定めるときを除き、当該勤務しない1時間につき、前条第1項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しない場合において、有給の休暇によるときその他任命権者が定めるときを除き、その勤務しない1時間につき、前条第1項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第22条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及び当該職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)

第23条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。

2 通勤に係る費用弁償の額は、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償)

第24条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、当該旅行に係る費用を弁償する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、琴浦町職員等の旅費に関する条例(平成16年琴浦町条例第53号)の例による。

(パートタイム会計年度任用職員に対するその他の費用弁償)

第 25 条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために第 23 条及び前条以外の費用を負担するときには、当該費用を弁償することができる。

2 前項の費用弁償の額等は、規則で定める。

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 任命権者は、この条例の施行前においても、この条例に基づく事務の実施に必要な行為をすることができる。

(令和 2 年 6 月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

3 この条例の施行日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）第 1 条による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職として任用されていた者、若しくは改正前の法第 22 条第 5 項の規定による臨時的任用をされていた者又は法第 17 条の規定により任用されていた者に係る令和元年 12 月 2 日以降当該日までの引き続いた当該職としての在職期間については、第 7 条第 1 項及び第 18 条において準用する給与条例第 19 条第 2 項に規定する在職期間に通算するものとする。

別表（第 3 条関係）

会計年度任用職員給料表

号給	給料月額
1 号給から 93 号給まで	左欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第 1 行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）におけるそれぞれ同数の号給に対応する行政職給料表の 1 級の欄に掲げる給料月額と同額